

山梨県公報

第二千二百七号

平成二十四年

二月二十七日

月 曜 日

目次

告 示

保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………一一九
道路の区域変更……………一二〇
建築基準法に基づく道路位置指定……………一二〇

公 告

争議行為予告通知の受理……………一二〇
開発行為に関する工事の完了について……………一二一

人事委員会

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………一二二
平成二十四年度山梨県職員等採用試験の実施について……………一二三

告 示

山梨県告示第八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 1 葎崎市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、葎崎市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
 水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 1 葎崎市(次の図に示す部分に限る。)

(三) 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
 字奥ノ入三五六七の二(次の図に示す部分に限る。)

(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 葎崎市(次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 1 上野原市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
字上河原二五八八・字前原二七一〇（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 2 次の森林については、主伐は、択伐による。
上野原市（次の図に示す部分に限る。）
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五 地先から 北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五 地先まで	旧	一四・〇	六一三・〇
	新	九・六 四一・〇	四四五・〇

新	九・六	四四五・〇
	四一・〇	

山梨県告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十四年二月二十七日
- 二 指定道路の位置
笛吹市八代町南字堀ノ内八百八十七番四、八百八十八番八、八百八十八番九
- 三 指定道路の幅員
六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
三十六・五九メートル

公 告

● 争議行為予告通知の受理
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二十四年二月十五日付けで通知があった。

平成二十四年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 事件
次の要求事項解決のため
- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
 - 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」、「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
 - 3 長時間・二交代制勤務反対。夜交代制労働者の、「一日八時間以内、週三十二時

間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時

平成二十四年三月十五日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 ヘルパーステーションすず

かけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂八訪問看護ステーションたんぼぼ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援セ

ンター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所デイサービスふるさと

と

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 デイサービスももその

南アルプス市桃園三百七十九番地 ショートステイももその

南アルプス市小笠原百六十八番地の一 グループホームわがや小笠原南

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

以上の病院、診療所、介護事業所をとりまく地域と病院、診療所、介護事業所の構

内及び全職場、または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の

停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単

独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十四年二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市西花輪字村東一四八の三、四一二の一及び四一四の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市東花輪千四百六十八番三十四 内藤 秀隆

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三十二号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

（東日本大震災に係る救助捜索手当の特例）

- 2 警察職員が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項及び附則第四項において同じ。）に対処するため第三十二条の十一第二項の表第二号に規定する作業（以下「作業」という。）に引き続き五日以上従事した場合における同条第一項の手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額にそれぞれの作業に応じ、同項の表第二号に定める額の百分の百に相当する額を加算した額とする。
- 3 警察職員が東日本大震災に対処するため次の表の上欄に掲げる区域において作業に従事した場合における第三十二条の十一第一項の手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定により計算した額）に、次の表の中欄に掲げる作業区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額とする。

区 域		作業区分	額
一 原子力災害特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定による原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十二条第一項の警戒区域に設定することとされた区域又は本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域として人事委員会が定める区域		屋外一	一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、二万円）
		屋外二	六千円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、一万二千円）

二 本部長指示により、計画的な立退きを行うこととされた区域又は本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域として人事委員会が定める区域（前号の区域を除く。）

屋内	屋外一	屋外二	屋内
二千円	五千円	三千円	千円

備考

- 1 「屋外一」とは、屋外において行う作業に従事した時間が一日について四時間以上である場合をいう。
- 2 「屋外二」とは、屋外において行う作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合をいう。

4 同一の日において、警察職員が東日本大震災に対処するため前項の表の上欄に掲げる区域において従事した作業が同項の表の中欄に掲げる作業区分のうち二以上の作業区分に該当する場合における第三十二条の十一第一項の手当の額は、作業区分ごとに計算した当該手当の額が同額である場合にあつてはこれらの額のいずれか一の額、作業区分ごとに計算した当該手当の額が異なる場合にあつてはそのうち最も高い額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

● 平成二十四年度山梨県職員等採用試験の実施について
 平成二十四年度山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。
 平成二十四年二月二十七日

山梨県人事委員会
 委員長 中 矢 惠 三

平成24年度山梨県職員等採用試験実施予定

試験の区分	試験案内・申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格 発表日	
職員採用上級試験	5月15日(火)	5月15日(火) ～6月1日(金)	6月24日(日)	8月31日(金)	
職員採用初級試験	7月6日(金)	8月3日(金) ～8月24日(金)	9月23日(日)	11月9日(金)	
資格免許職職員採用試験					
小中学校事務職員採用試験					
民間企業等職務経験者職員 採用試験	8月21日(火)	8月21日(火) ～9月3日(月)	9月16日(日)	12月14日(金)	
身体障害者対象職員選考試験	7月6日(金)	8月3日(金) ～8月24日(金)	9月23日(日)	11月9日(金)	
警察官採用試験A	第1回	3月21日(水)	3月21日(水) ～4月20日(金)	5月13日(日)	7月20日(金)
	第2回	7月6日(金)	7月23日(月) ～8月17日(金)	9月16日(日)	11月30日(金)
警察官採用試験B					

※ 試験区分によっては試験を実施しない場合があるので、県のホームページ及び各試験の試験案内で確認すること。

※ 試験区分により受験資格が異なるので、詳細は各試験の試験案内で確認すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番